



## 公職選挙法の一部改正による選挙公営制度の拡大について

公職選挙法の一部改正に伴い、村でも12月議会で条例を制定し、選挙運動費用の一部を村が負担することとなりました（このことを「公費負担」といい、公費負担する仕組みを「選挙公営制度」といいます）。候補者の負担を減らし、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることで、より多くの人の立候補意欲を高め、立候補しやすい環境整備を目指すため、これまで都道府県と市を対象としていた選挙公営制度を町村にも同様に拡大するとともに、選挙公営の対象拡大に伴う措置として供託金制度が導入されました。

### ○地方選挙の選挙公営と供託金

選挙区分	公営の有無			供託金額
	選挙運動用自動車	選挙運動用ポスター	選挙運動用ビラ	
県知事	○	○	○	300万円
県議会議員	○	○	○	60万円
市長	○	○	○	100万円 ※政令指定都市 240万円
市議会議員	○	○	○	30万円 ※政令指定都市 50万円
町村長	× ↓ ○	× ↓ ○	× ↓ ○	50万円
町村議会議員	× ↓ ○	× ↓ ○	頒布解禁 公営対象	供託金導入 15万円

※候補者の得票数が一定数（供託物没収点という）に達しない場合、供託金は没収となり公費負担の対象外になります。  
 村長選挙・・・有効投票の総数×1/10  
 村議会議員選挙・・・（有効投票の総数÷議会議員定数）×1/10

### ○選挙公営制度

候補者が業者などと金額のかかる契約（有償契約といいます）をすることが前提です。

#### ①選挙運動用自動車の使用

区分	公費負担の対象期日	上限数 (1日当たり)	上限単価 (1日あたり)
1. 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー方式)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額		64,500円
2. 1に掲げる契約以外の契約（個別契約方式）	①自動車の借入れ契約（レンタル、個人、会社等からの借上げ）	1台	15,800円
	②燃料の供給契約		7,560円
	③運転手の雇用契約	1人	12,500円

※表の単価、対象期日は上限のためそれに満たない契約の場合は、その契約額が公費負担の対象になります。  
 ※ハイヤー方式とは、自動車借入れ、燃料代及び運転手の雇用を一括して契約する方式です。  
 ※公費負担の対象期間は、選挙運動期間（立候補届出日から投票日前日まで）です。

#### ②選挙運動用ビラの作成

区分	上限枚数 (A)	上限単価 (B)	公費負担額 (A×B)	公費負担限度額
町村長選挙	5,000枚	7円51銭	37,550円	(実際の作成枚数と(A)の少ない枚数) × (実際の作成単価と(B)の少ない単価)
町村議会議員選挙	1,600枚	7円51銭	12,016円	(実際の作成枚数と(A)の少ない枚数) × (実際の作成単価と(B)の少ない単価)

※表の枚数、単価は、上限のためそれに満たない契約の場合は、その契約額が公費負担の対象になります。

#### ③選挙運動用ポスターの作成

ポスター掲示場数	上限枚数 (A)	上限作成単価 (B)	公費負担額 (A×B)
500以下 (48箇所)	掲示場数×1.2 (58枚)	(525円6銭×掲示場数 +310,500円)÷掲示場数	(実際の作成枚数と(A)の少ない枚数) × (実際の作成単価と(B)の少ない単価)

※表の枚数、単価は、上限のためそれに満たない契約の場合は、その契約額が公費負担の対象になります。

問合せ 選挙管理委員会（総務課内） ☎82-1221